

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
10月10日  
(火曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

保安林予定森林 (森林整備課) ..... 七

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (漁港漁場整備課) ..... 八

○公告

公共測量の実施 (監理課) ..... 九



### 山口県告示第三百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 出光興産株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 出光興産株式会社徳山事業所

所在地 周南市新宮町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合

成樹脂製造業の用に供する静置分離器及びポリブテンの酸又はアルカリによる処理施

設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設及び分離施設並びに同表第

七十号の廃油処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
四〇〇	〃	一、三〇〇	〃	九〇〇	〃	四八〇	〃	七三〇	〃	四八〇	〃	一、一〇〇	〃	四九〇	〃	一五、〇〇〇	〃	二、五〇〇	〃	七〇〇	〃
一、〇〇〇	〃	一、七〇〇	〃	一、六〇〇	〃	一、〇〇〇	〃	一、五〇〇	〃	一、〇〇〇	〃	一、七〇〇	〃	一、五〇〇	〃	三〇、〇〇〇	〃	三、〇〇〇	〃	八〇〇	〃
五三	〃	五・一	〃	三・七	〃	一・五	〃	一・七	〃	一・八	〃	五・一	〃	検出せず	〃	〃	〃	一三〇	〃	検出せず	〃
一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃	一五〇	〃	〃	〃
三〇	一五〇	一五	一五〇	一五	一五〇	一五	一五〇	一五	一五〇	一五	一五〇	一五	一五〇	〃	〃	〃	〃	一五	一五〇	〃	〃
一〇〇	八〇〇	八〇	八〇〇	八〇	八〇〇	八〇	八〇〇	八〇	八〇〇	八〇	八〇〇	八〇	八〇〇	〃	〃	〃	〃	八〇	八〇〇	〃	〃
一・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	〃	六	〃	〃	〃	七	〃	一四	〃	二一	〃	二四	〃	五〇	〃	一五〇	〃	七〇	〃	〃	〃
六	〃	〃	〃	一〇	〃	一三	〃	二〇	〃	二五	〃	四〇	〃	七〇	〃	二〇〇	〃	七〇	〃	〃	〃



活性炭水処理施設			総合排水処理施設				活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設				活性炭吸着処理施設			
処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更後	変更前	変更後	変更後	変更前	変更後	変更後	変更前	変更後	変更後	変更前	変更後	変更後
〃	〃	八	〃	〃	〃	八・五	〃	〃	〃	〃	七	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	九〽五	〃	〃	〃	九〽八	〃	八〽六	〃	〃	八〽六	〃	〃	〃	八〽六	〃	〃	〃
一九	〃	〃	〃	一〇〇	〃	一、二〇〇	〃	八・五	〃	〃	〃	四〇	〃	四〇〇	〃	八・五	〃	〃
六〇	〃	二〇〇	〃	一五〇	〃	一、五〇〇	六〇	三〇	一五〇	八〇	一五〇	八〇	六〇〇	四七〇	六〇	三〇	一五〇	八〇
五	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	〃	五	〃	〃
二〇	〃	三〇	〃	〃	〃	五	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	一〇	〃	〃
二	〃	〃	〃	三〇	〃	三〇〇〇	〃	一	〃	〃	〃	二	〃	一〇	〃	一	〃	〃
二四	〃	〃	〃	二五	〃	一、三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	四〇	〃	一、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六六七	八一七	六六七	〃	〃	〃	四四三	一、三〇四	八六九	一、三〇四	八六九	九〇九	八六九	九〇九	八六九	二、二〇〇	二、〇四七	二、二〇〇	二、〇四七
一、二四九	一、九二〇	一、二四九	〃	〃	〃	五〇一	一、四〇〇	九六六	一、四〇〇	九六六	一、一四五	九六六	一、一四五	九六六	二、二〇〇	二、二二八	二、二〇〇	二、二二八
																		一、一八七





三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐中字蔵掛一六六の二・一六八から一七〇まで・字清ノ木一七四・一七五・一七六の一・字上ノ山一七八の一・一九五の一・一九七・一九八(以上一一筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港特定漁港漁場整備工事(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港特定漁港漁場整備工事(第四工区)
- (一) 工事場所 下関市彦島西山町四丁目地先
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
本體工(ケーソン製作・運搬)	十二函 <small>かま</small>
裏込工	四、六七一立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関水産振興局 下関市大和町二丁目一六番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年十月十一日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法



経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十一月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関水産振興局（電話〇八三一二六六一二一四一）にすること。



(二七六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

宇部市芝中町、常藤町、東新川町、松山町一丁目及び松山町二丁目

三 作業の期間

平成二十九年十月十五日から平成三十年二月二十八日まで

平成二十九年十月十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市